



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会社名 東京電力ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 廣瀬 直己
(コード番号 9501 東証第 1 部)
問合せ先 経理室連結統括グループマネージャー 荒井 智康
(TEL 03 - 6373 - 1111)

特別損益の計上に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月期（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）におきまして、下記のとおり特別損益を計上いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 特別利益の計上

(1) 原賠・廃炉等支援機構資金交付金

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成 23 年 8 月 10 日 法律第 94 号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の額の変更を申請し、原賠・廃炉等支援機構資金交付金を 2,942 億円計上いたします。（第 3 四半期連結累計期間の計上額も同額）

(2) 持分変動利益

中部電力株式会社と平成 27 年 2 月 9 日に締結した包括的アライアンスに関する合併契約に基づき、既存燃料事業（上流・調達）、既存海外火力 I P P 事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業を、平成 28 年 7 月 1 日に株式会社 J E R A へ承継させたことに伴い、持分変動利益を 364 億円計上いたします。（第 3 四半期連結累計期間の計上額も同額）

2. 特別損失の計上

(1) 災害特別損失

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失について、災害特別損失として、193 億円計上いたします。

(2) 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく賠償見積額 8 兆 4,641 億円から、「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和 36 年 6 月 17 日 法律第 148 号）の規定による補償金の受入額 1,889 億円及び除染求償関連資金交付金（機構法に規定する資金交付金のうち除染費用等に係る部分）1 兆 5,260 億円を控除した 6 兆 7,491 億円と、前連結会計年度の見積額との差額 3,920 億円を原子力損害賠償費として計上いたします。（第 3 四半期連結累計期間の計上額は 3,012 億円）

以上

< 参考 >

特別利益の内訳（連結）

内 訳	金額
○原賠・廃炉等支援機構資金交付金	2,942億円
○持分変動利益	364億円
合 計	3,306億円

特別損失の内訳（連結）

内 訳	金額
○災害特別損失	193億円
○原子力損害賠償費	3,920億円
合 計	4,113億円

原賠・廃炉等支援機構資金交付金と原子力損害賠償費の状況

	平成28年12月27日 申請時点の累計額	平成28年3月18日 申請時点の累計額	平成29年3月期
原賠・廃炉等支援 機構資金交付金	(A) 6兆 6,513億円	(B) 6兆 3,571億円	(A)-(B) 2,942億円

	平成29年3月期末 の累計額	平成28年3月期末 の累計額	平成29年3月期
原子力損害賠償費	(C) 6兆 7,491億円	(D) 6兆 3,571億円	(C)-(D) 3,920億円

原賠・廃炉等支援機構資金交付金 (平成29年3月期末時点の未申請額)	(C)-(A) 977億円
---------------------------------------	------------------

＜別紙＞

「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について（平成25年10月16日：会計検査院報告）」において、当社に対し、「原子力損害賠償支援機構資金交付金（現：原賠・廃炉等支援機構資金交付金）について、資金交付に係る資金援助の申込みをもって収益を認識し、計上することとする会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、機構法が資金援助の申込みから決定までの手続を定めている趣旨とも整合するとしていることについて十分な説明を行う」との所見が示されております。

そのため、当社はこれを真摯に受け止め、平成24年3月期第2四半期決算時から継続して踏襲している資金援助に係る収益認識の考え方等について、ご理解を深めていただくため、以下の通りご説明致します。

【平成29年3月期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）】

1. 資金援助に係る収益認識の考え方について

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害については、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助を受け、被害を受けられた皆さまに賠償することとしているが、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく賠償見積額が増加したことから、平成28年12月27日、同日時点の額に資金援助の額を変更する申請を行い、平成29年1月31日、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）から資金援助の決定を受けた。

申請にあたっては、資金援助の内容や額について、機構と調整していることや、機構法の趣旨などを勘案すれば、申請を行った時点で、原賠・廃炉等支援機構資金交付金を受け取る起因が発生しており、実質的に収益が実現していることから、申請日の属する期において原賠・廃炉等支援機構資金交付金として2,942億円を計上している。

2. 原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償費について

原賠・廃炉等支援機構資金交付金2,942億円は、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく平成28年12月27日時点の賠償見積額8兆3,664億円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額1,889億円及び除染求償関連資金交付金（機構法に規定する資金交付金のうち除染費用等に係る部分）1兆5,260億円を控除した6兆6,513億円と、平成28年3月18日時点の賠償見積額7兆6,585億円から補償金の受入額1,889億円及び除染求償関連資金交付金1兆1,124億円を控除した6兆3,571億円の差額である。

なお、原子力損害賠償費3,920億円は、当年度末時点の賠償見積額8兆4,641億円から補償金の受入額1,889億円及び除染求償関連資金交付金1兆5,260億円を控除した6兆7,491億円と、前年度末時点の賠償見積額7兆6,585億円から補償金の受入額1,889億円及び除染求償関連資金交付金1兆1,124億円を控除した6兆3,571億円の差額である。

以上